

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月三十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇九四

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「保健所長（南部、朝霞、鴻巣、狭山）」を「保健所長（南部、朝霞、草加、鴻巣、狭山）」に改める。

附 則

この規則は、令和六年八月一日から施行する。